

「指定訪問介護」 ・ 「指定介護予防訪問介護」
「日常生活支援総合事業訪問介護」

重要事項説明書

訪問介護事業所 愛誠園

当事業所は利用者に対して訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいこと次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援・事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護・要支援・総合事業認定がまだ受けてない方でも条件に応じ、サービスの利用は可能です。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 善隣福祉会
事業所の所在地	沖縄県宜野湾市伊佐3丁目26番8号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 我如古 正昭
電話番号	TEL 098—897—8231
設立年月日	昭和55年4月1日

2. ご利用の事業所

事業所の名称	訪問介護事業所 愛誠園
事業所の所在地	沖縄県宜野湾市伊佐3丁目9番19号
管理者の氏名	久保田友恵
事業所の種類	指定訪問介護事業・指定介護予防訪問介護事業 日常生活支援総合事業訪問介護
電話番号	098—943—1080
ファクシミリ番号	098—943—4696
開設年月日及び指定番号	平成12年4月1日 4770501163号

3. 事業者が行っているほかの業務

(9) 当事業者は、次の事業もあわせて実施しています。

[介護老人福祉施設事業]	定員110名	2カ所
[通所介護事業]		1カ所
[短期入所生活介護事業]		2カ所
[居宅介護支援事業]		1カ所
[認知症対応型共同生活介護]		1カ所

4. 事業の実施地域及び営業時間

(1) 事業の実施地域

実 施 地 域	宜野湾・北谷町・沖縄市・北中城村・中城村・浦添市
---------	--------------------------

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（土・日・祝祭日・1月1日～1月3日は休み）
受 付 時 間	08：30分～17：30分
サ ー ビ ス 提 供 時 間	24時間（年 中 無 休）

5. 事業の目的と運営の方針

事 業 の 目 的	介護保険法の理念に基づき利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことが出来るように介助・支援する事を目的としてサービスを提供いたします。
事業所の運営方針	1、介護：要介護状態となった場合でもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 予防及び事業対象者：利用者が可能な限りその居宅において要支援状態の維持を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活ができるよう、入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持管理を図り、もって利用者の生活機能の維持・向上をめざします。 2、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービス提供に努める。 3、事業の実施にあたっては、市町村等保険者（以下「保険者」という。）地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める物とする。

6、職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1			1	従業者管理・業務管理
2. サービス提供責任者	2	0		2	技術指導 訪問介護計画作成
3. 訪問介護員	8	4		2.5	指定訪問介護の提供
(1) 介護福祉士	4	3			
(2) 訪問介護養成研修 1 級 （ヘルパー1 級）課程修了者	0	0			
(3) 訪問介護養成研修 2 級 （ヘルパー2 級）課程修了者	4	1			
(4) 訪問介護養成研修 3 級 （ヘルパー3 級）課程修了者	0	0			

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割及び8割～7割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

訪問介護

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○家事援助

① 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）など行います。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

○通院介助

…通院の介助を行います。

② 生活援助

○調理

…利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…利用者の居室の掃除を行います。（利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

介護予防訪問介護及び事業対象者

◎ 入浴・排せつ・食事介助等の介護を行います。

◎ 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。

※上記のサービスは、例えば利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

☆ サービスの実施頻度は、介護予防・総合事業サービス計画（ケアプラン）において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防・総合事業訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III	おおむね3回

＜サービス利用料金＞

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時～午後6時）までの料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	20 分未満 (18 時～8 時まで)	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時 間 半 以 上 (30 分増す毎に)
身体介護	1. 利用料金	1. 790 円	2. 680 円	4. 260 円	6. 240 円	820 円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1. 611 円	2. 412 円	3. 834 円	5. 616 円	738 円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	179 円	268 円	426 円	624 円	82 円
生活援助		20 分以上 45 分未満		45 分以上		
	4. 利用料金	1. 970 円		2. 420 円		
	5. うち、介護保険から 給付される金額	1. 773 円		2. 178 円		
	6. サービス利用に係る 自己負担額（4－5）	197 円		242 円		
加算	初期加算	1 月につき 2, 000 円（自己負担 200 円）				
	緊急時訪問介護加算	1 回につき 1, 000 円（自己負担 100 円）				
	生活機能向上連携加算	1 月につき1, 000円×3月（自己負担 100円×3月）				

☆ 上記金額は、基本料金に特定事業者加算Ⅱが加算された金額です。

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 介護職員処遇改善加算Ⅰロを算定します。

介護職員処遇改善加算（1月あたり）

× 介護報酬総単数（基本サービス費＋加算・減算）

× 1 単位の単価（1 円未満切捨て）

利用者負担額 ＝ 「上記金額」－（上記額×0.9）

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・ 早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆ 訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者による身体介護サービスについては、表の利用

料金の30%が割り引かれます。

☆指定訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定介護訪問事業者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合[※]は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問看護員でサービスを行う場合

例) ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆特定事業者加算

本事業所は訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図っている事業所として「特定事業所加算」を受けています。そのため、介護保険給付について通常の基準より10%増しの報酬を受け取っており、利用者負担に関してもその分を反映することとされています。従って加算を受けてない事業所に比べて10%増しの料金となっています。

☆ 介護予防・総合事業 訪問介護サービス利用料金

支給区分	1 ヶ月の提供回数が 5 回以上の場合	1 ヶ月の提供回数が 9 回以上の場合	1 ヶ月の提供回数が 13 回以上の場合
1. 利用料金	11,760 円	23,490 円	37,270 円
2. うち、介護保険から 給付される額	10,584 円	21,141 円	33,543 円
3. サービス利用にかかる 自己負担額 (1 - 2)	1,176 円	2,349 円	3,727 円
	1 ヶ月の提供回数が 4 回までの場合	1 ヶ月の提供回数が 8 回までの場合	1 ヶ月の提供回数が 12 回までの場合
サービス利用にかかる自 己負担額	268 円×利用回数	272 円×利用回数	287 円×利用回数

- ☆ 月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- ☆ 利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第８条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

訪問介護

	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 (30 分増す毎に)
身体介護	2. 440 円	3. 870 円	5. 670 円	820 円
	20 分以上 45 分未満	45 分以上	70 分以上	
生活援助	1. 790 円	2. 200 円		
身体 1＋生活	3. 090 円	4. 520 円	6. 320 円	

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・ 早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の30%が割り引かれます。

予防訪問介護

支給区分	1ヶ月の提供回数が 5回以上の場合	1ヶ月の提供回数が 9回以上の場合	1ヶ月の提供回数が 13回以上の場合
1. 利用料金	11,760 円	23,490 円	37,270 円

※1回当りの単価計算の場合は1ヶ月提供回数にそれぞれの単価が掛けられ利用料となります。

(3) 交通費（契約書第9条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日

（ただし、末日が銀行休業日にあたるときは、その直前の営業日を支払期日とする）までに以下の方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、海邦銀行

沖縄信用金庫、コザ信用金庫、労働金庫、

各農協

各郵便局

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供致します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第 6 条参照）

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

訪問介護員を 6 ヶ月～12 ヶ月で交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第 7 条参照）

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第 10 条参照）

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第 14 条参照）

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他、利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

9. 緊急時の対応について

(1) ご本人、家族からの緊急の連絡を24時間体制で受けられるようにしています。

① 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分	098-943-1080 (訪問介護事業所愛誠園)
② 月曜日～金曜日 午後5時30分～午前8時30分	090-8292-0515 (訪問介護事業所愛誠園専用携帯)
③ 土・日・祭日 24時間	

※ ①の時間帯は当事業所のサービス担当責任者がケアマネージャと連絡を取り、必要なサービス提供を行います。

②の時間帯は当事業所のサービス担当責任者が対応します。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護・介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族、利用者の係る各事業所等に連絡を行うと共に、必要な処置を講じます。

11. 虐待防止について

- ①事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を全職員に周知徹底を図る。
- ②事業所における虐待防止の為の指針を整備する。
- ③事業所において、介護職員その他の従業員に対し虐待防止の研修を定期的実施する、また適切に実施するために担当者を置く。
- ④事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は他事業所職員及び養護者（利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

12. 身体拘束等の禁止

- ①事業所はサービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体束縛その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- ②事業所はやむを得ず身体束縛等を行う場合には、その対応及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な項目を記録するものとする。
- ③事業所は身体束縛等の適正化を図る為、次の設置を講ずるものとする
 - ・身体束縛等の適正化の為の対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
 - ・身体束縛等の適正化の為の指針の整備
 - ・従業員に対する身体束縛等の適正化の為の研修の実地

13、業務継続計画の策定等

- ①感染症に係る事業継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ②感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。
- ③感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるように訓練を実地します。

14、衛生管理等

- ①感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を設立します。
- ②感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を作成します。
- ③感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練し実地します。
- ④訪問介護員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15、相談・苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者	久保田友恵	(サービス提供責任者)
	受付時間	月曜日～金曜日	
		9:00 ～ 18:00	
		月曜日 ～ 金曜日	
	電 話	098—943—1080	
	F A X	098—943—4696	
	面 接	要連絡にて対応	
	苦情箱	事務所前に設置	

保険者市町及び国民健康団体連合会相談窓口

オンブズマンの名称	沖縄県福祉サービス運営適正化委員会
所 在 地	那覇市首里金城町4-373-1 (沖縄県総合社会福祉センター西棟3階)
電 話 番 号	098—882—5704
F A X	098—882—5714
受 付 時 間	午前9時～午後5時 (月曜日～金曜日)

☆市町村窓口

宜野湾市	〒901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1-	介護長寿課	098—893—4411
北中城村	〒901-2392 北中城村字喜舎場 426 - 2	福祉課	098—935—2233
中城村	〒901-2493	介護長寿課	098—895—2131

	中城村字当間 1 7 6		
浦添市	〒901—2501 浦添市阿波茶 1－1－1	介護長寿課	098—876—1234
北谷町	〒904—0192 北谷町字桑江 226 番地	介護長寿課	098—936—1234
西原町	〒903—0220 西原町字嘉手納 1 1 2	介護長寿課	098—945—5311

16、重要事項の変更

報酬改正等で重要事項に変更がある場合には、利用者に書類を交付して口頭で説明し
同意・確認を行います。

- ＊ 指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

訪問介護事業所 愛誠園

説明者職名： サービス提供責任者

氏名

印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問介護・介護予防・
総合事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所： _____

氏名： _____ 印

利用者代理人（代理人を選任した場合）

立会人（家族等が契約に立ち会う場合）

代筆

住所： _____ 氏名 _____ 印

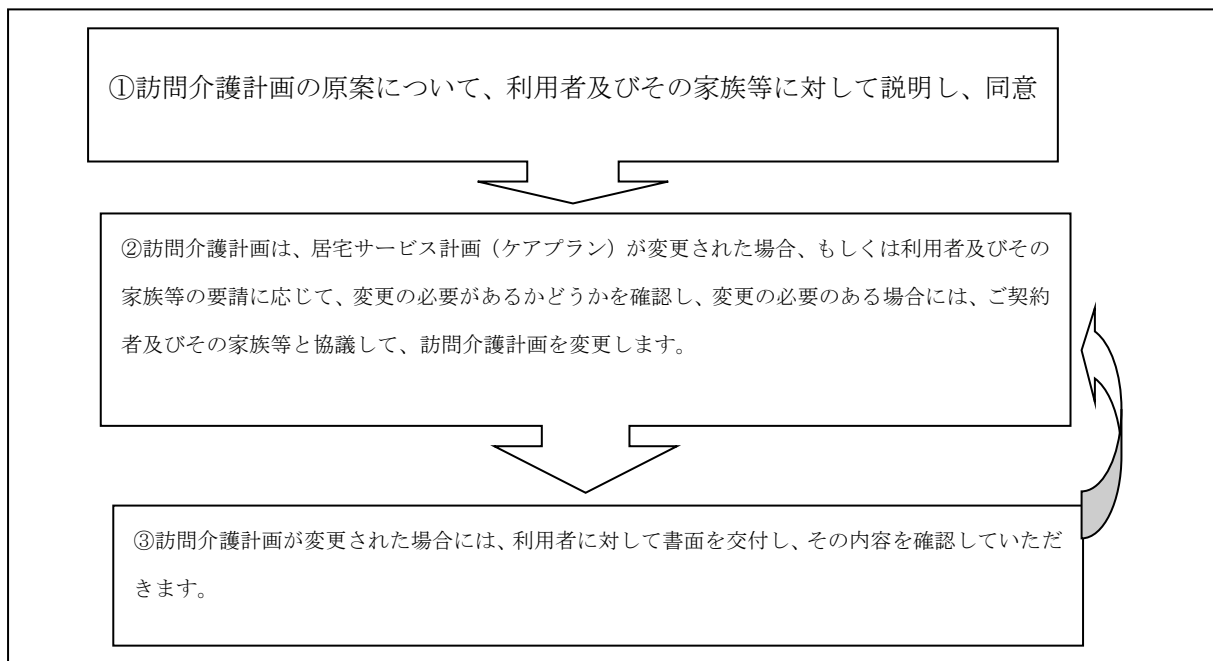
続柄（ ）

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 29 年 3 月 31 日）第 8 条の規定に基づき、利用申
込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

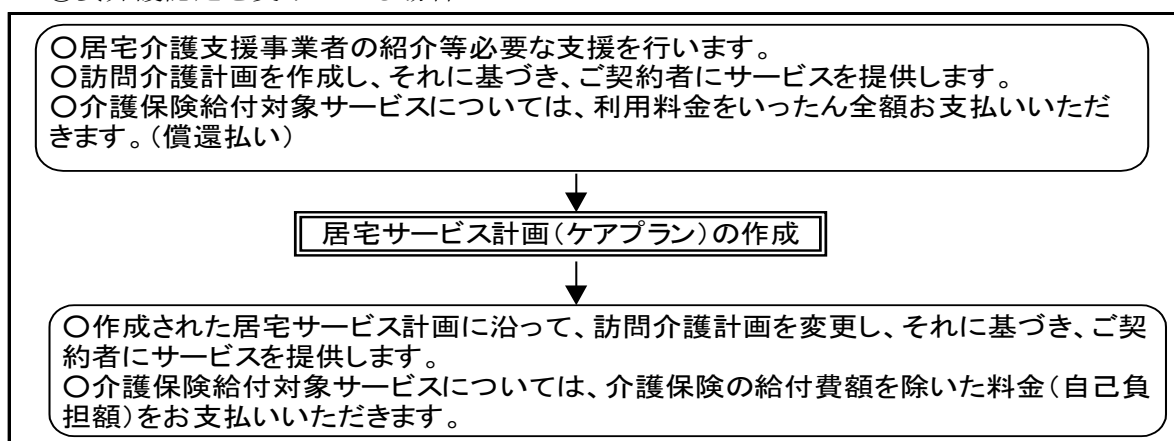
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

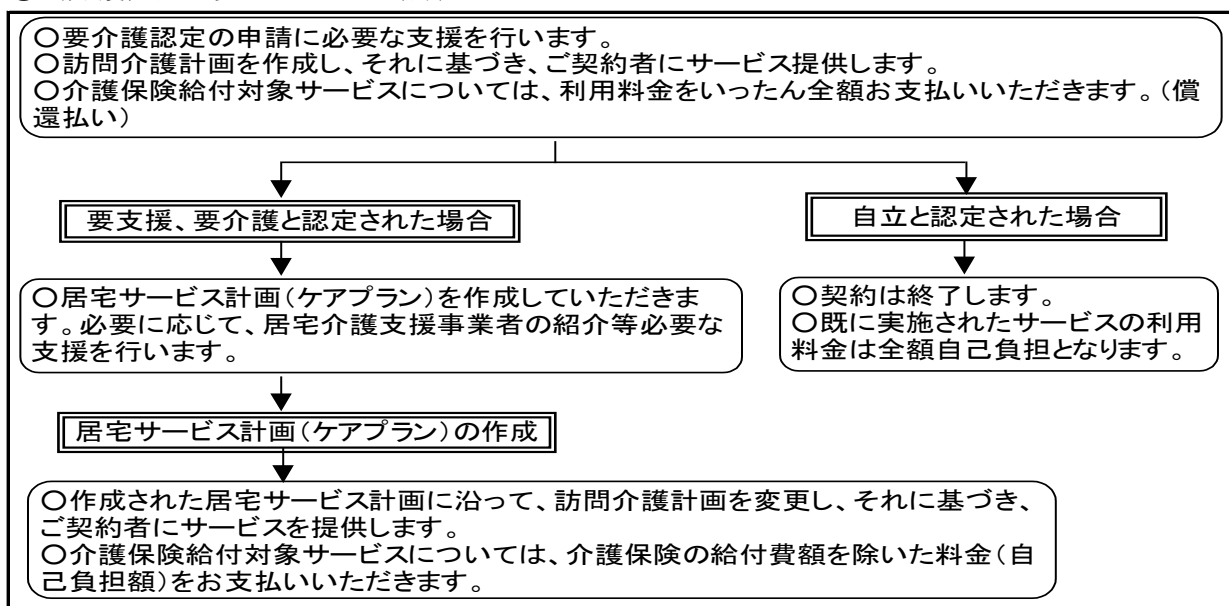


- (2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務(契約書第12条、第13条参照)

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、利用者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

3. 損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

（1）事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

（2）損害賠償保険の加入

本事業者は、下記損害賠償保険に加入しています。

保険会社 東京海上火災保険株式会社

保険名 施設賠償

補償の概要 対人 1 名 2,000 万円 対物 1,000 万円 1 事故 2 億円

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 18 条参照）

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを

実施しない場合

⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。